



<東部療育センター メールマガジン 2012年3月号>

障害児（者）の方への情報提供を行い、生活支援を目指します。

発行 東京都立東部療育センター

<http://www.tobu-ryoiku.jp>



3月も後半となり、ようやく寒さも一段落して、吹く風にも春の暖かさや花の香りが感じられる今日この頃ですがいかがお過ごしでしょうか？
今回は東部療育センターで新型インフルエンザに備えて、業務を継続していくために策定した BCP についてご紹介します。



【新型インフルエンザ発生時の事業継続計画について】

これまで、国や東京都では、平成 17 年より強毒性といわれる鳥インフルエンザ(H5N1)を想定し、新型インフルエンザ対策行動計画を策定しています。平成 21 年 3 月にメキシコを基点に世界的に流行をきたした後、新型インフルエンザに対応するマニュアルやガイドラインの策定が行われ、現在も更に改定が検討されています。

このような国や東京都の対応の中で、当センターでも新型インフルエンザ発生時においても事業を継続して行えるように事業継続計画（Business Continue Plan。以下「BCP」という。）を策定中です。現時点では案の段階ですが、一部ご案内いたします。

1. BCP 策定の意義

新型インフルエンザ発生時の感染対策、職員等の罹患による出勤率の低下、また物流困難に伴った食材、衛生材料等の消耗品の入手困難等の危機事案に備え、被害を最小限に抑えつつ、継続的な事業を行っていくために新型インフルエンザ版 BCP を策定します。

2. 新型インフルエンザについて

(1) 新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザもインフルエンザのひとつで、これまでヒトの世界で流行を起こしたことのないウイルスが、トリの世界やブタの世界からヒトの世界に入って、ヒトからヒ

トへ感染できるようになったものです。このため、新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザと異なり、一般の方の多くが免疫を持っていないため、感染が拡大しやすく私たちの健康や社会生活に大きな影響を与える可能性があります。人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して拡がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性があります。

（２）新型インフルエンザと通常インフルエンザとの違い

通常インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる疾患で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させる特徴があります。

新型インフルエンザの症状は未確定ですが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されています。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常インフルエンザよりも高くなる恐れがあります。

３．発生段階の区分及び事業継続のための体制

当センターBCP策定に当たり、新型インフルエンザの発生段階を３つに区分し、それぞれの段階に応じた体制を定めました。

（１）国外発生期

A 国外で新型インフルエンザが確認された段階

海外で新型インフルエンザが発生した場合、数日の内にウイルスが世界に拡がるといわれています。このため、ウイルス感染者の水際で侵入の防止を徹底し、蔓延を可能な限り防がなければなりません。

B 体制

- ・ 運営体制の強化：感染情報の収集及び伝達、出勤可能職員の把握、業務縮小及び継続の判断、被害状況の報告
- ・ 確保物品の発注：衛生材料、日用品、薬品、食材の在庫が約２か月間相当分になるように発注。
- ・ かもめ分教室：墨東特別支援学校に準拠。

（２）国内発生期

国内だが都内での感染は認められていない段階

国内で新型インフルエンザが確認されますが、感染の範囲が非常に限られています。都内における発生は避けられず、時間の問題の状況です。

A 体制

- ・ 運営体制の強化：感染情報の収集及び伝達、出勤可能職員の把握、業務縮小及び継続の判断、被害状況の報告。
- ・ 病棟運営体制の強化：罹患により出勤不可能な職員増大のため、勤務表の調整。

- ・在宅利用者相談体制（短期入所）の強化：受け入れの調整が必要。受け入れ困難な場合は 他医療機関との調整も必要。

- ・在宅利用者相談体制（通所）の強化：縮小や一時休止について早急に連絡し、保護者の理解 を求めます。送迎バス会社とも調整が必要。

- ・外来事業の実施：罹患者の受け入れに当たって、専用の診察室を用意し、専任の医療スタッフを配置。定期処方希望者との導入経路を分離し、合流することがないようにします。入所 者の外来診察については、診療時間を罹患者と重ならないようにします。若しくは、診療を延期。

- ・情報提供：感染状況に応じて、センターからの事業の対応状況や、感染拡大の阻止に向けての協力要請をホームページ、メールマガジン等から発信。（入所者家族への面会制限、通所 利用者へのメールなど）

（3）パンデミック期（大規模流行）

A 都内において新型インフルエンザが大規模流行の段階

都民約 30%が罹患するものとし、職員の欠勤率は最大 40%、感染流行の波は約 2 か月間続くものとします。また、物流も停滞し、薬品、食材及び衛生材料等の入手も困難となります。

B 体制

- ・運営体制の強化：感染情報の収集及び伝達、出勤可能職員の把握、業務縮小及び継続の判断、被害状況の報告

- ・病棟運営体制の強化：院内感染拡大を防止するため、病棟調整が必要。

- ・医療入院の実施：感染罹患者の医療入院の受け入れ。

- ・外来事業の実施：罹患していない患者の定期処方については、被害を拡大させないため FAX での処方箋を発行。専門外来、新来患者の受け入れを中止。感染対応チームを発足。感染の導線を最小限にするため、本人負担分については後日請求。

- ・新規短期入所中止：新たな短期入所希望者の受け入れ中止の案内。

- ・通所事業中止：通所中止の案内。

- ・親子宿泊室利用停止：親子宿泊室利用停止の案内。

- ・ボランティア中止：ボランティア中止の案内。

- ・職員の宿泊場所の確保：職員の帰宅が制限されるため、宿泊場所の確保。

4. 今後の取り組み

迅速かつ適切に事業継続ができるよう、職員への周知を図るとともに、平素から訓練や研修を実施し、対応能力の向上に努める必要があります。このため、職員だけでなく、委託業者や納入業者との連携も構築しなければなりません。

また、新型インフルエンザの性状や国の対策の変化が生じた場合など、必要に応じ BCP

の見直しを行い、 継続的に取り組んでいかなければならないと考えております。



今回のメールマガジンいかがでしたか？

当センターでは今回の新型インフルエンザにかぎらず、様々な状況に備えて対応策を考えています。間もなく4月になります。新たな生活を始められる方もいるかと思いますが、体調管理には十分注意され、新生活に備えて下さい。



個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問い合わせ先：<http://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂3-3-25

配信ご不要の方は、下記 URL にアクセスして下さい。

<http://www.tobu-ryoiku.jp/info/mailmagazine.html>